

一般財団法人埼玉伝統工芸協会運営委員会規程

平成23年10月27日
規程第 6 号

(目的)

第1条 この規程は、定款第34条の規定に基づき、運営委員会(以下、「委員会」という。)の任務、構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は理事会の諮問に応じ、定款第4条に掲げる事業の年間計画案を策定し、理事会に提出する。

(委員)

第3条 委員会の委員は、理事2名、埼玉県1名、小川町1名、県指定伝統的手工芸品産地20名以内で構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を委員の互選により定める。

2 委員長は会議の議長となり、会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が随時招集する。

2 会議を招集するときは、委員に対し議題、日時、場所、その他必要な事項を通知しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席をした委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

(委任状出席)

第6条 やむを得ない理由により、委員会に出席できない委員は委任状を提出することにより、出席したものとみなす。

(議事録)

第7条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則非公開とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、本協会の事務局職員若干名をもって運営する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、本協会設立の登記の日から施行する。